

福島労働局発表
令和7年2月25日
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

担
当

福島労働局労働基準部健康安全課
課長 田中 暁雄
労働衛生専門官 三瓶 詔宏
電話024-536-4603 (直通)

硫化水素中毒防止対策の徹底について要請

～温泉関係施設において死亡労働災害が発生～

令和7年2月17日に福島県内の温泉関係施設において発生した硫化水素中毒が原因と考えられる死亡労働災害に関し、福島労働局（局長 井口 真嘉）は令和7年2月21日、文書により、温泉旅館の事業者などで構成される福島県温泉協会及び福島県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して、硫化水素中毒防止対策の徹底について会員の事業者へ周知するよう要請しました。

これまでも全国の温泉関連施設などにおいて別添のような災害が発生しており、同様の作業を行う事業者には、下記の事項に留意して労働者の安全を確保することが求められます。

○事業者が実施する事項

- 事業者は、硫黄泉等の硫化水素を含む温泉の温泉関係施設において、温泉の貯湯タンク内の清掃や、源泉からの送湯管内の空気抜き作業等、高濃度の硫化水素が生じるおそれがある場所における作業を行うに当たっては、以下の事項を行うこと。
 - 作業を行う前に作業場所の硫化水素濃度を測定し、その濃度が10ppmを超える場合は、10ppm以下になるよう換気すること。換気を行うことが困難である場合は、労働者に呼吸用保護具を使用させること。
なお、硫化水素濃度を測定する際には、高濃度の硫化水素が発生している可能性もあるため、保護具を着用した上で測定する、離れた場所から測定器を近づける等、十分に注意すること。
 - 作業が終了するまでの間は、硫化水素濃度が10ppm以下になるよう換気を行うこと。
 - 硫化水素濃度が10ppmを超える場所で作業を行わせる場合は、労働者に呼吸用保護具を使用させることはもとより、作業員以外が立ち入ることがないように、立入禁止の表示を見やすい箇所に行い、関係者以外の立入を禁止すること。
 - 積雪の多い地域については、積雪により換気が妨げられることのないよう十分留意すること。
- 事業者は、事前に作業の手順及び緊急時の救助方法等について作業標準を定め、関係労働者に教育すること。

近年における温泉施設での硫化水素中毒の事例

災害発生場所	被災労働者数 (人)		災害概要
	死亡	休業	
源泉付近の送湯管のバルブ周辺	3	0	送湯管のバルブから空気を抜く作業を行っていたところ、送湯管から放出された硫化水素を吸い込み死亡したと思われる。
湯の花製造のための貯湯タンク内	0	1	貯湯タンク内の清掃作業を行っていたところ、異臭を感じ意識を消失し、被災したものの。
温泉水と温泉沈殿物を分離するタンク内	2	0	タンク内で温泉沈殿物を除去する作業中、温泉水と沈殿物を攪拌したことによって放出された硫化水素を吸い込み死亡したものの。
温泉貯湯タンク内部	2	0	貯湯タンク内部の温泉沈殿物の水洗作業中に、貯湯タンク内部の硫化水素を吸い込み死亡したものの。
温泉貯湯タンク上部	0	1	貯湯タンク内にある、湯の花をそぎ落とすための固体状の物質を回収するため、タンク上部の蓋を開け、回収作業を行っていたところ、何らかの原因で発生した硫化水素を吸い込み被災したものの。
温泉施設近くの雪のくぼ地	0	2	温泉施設付近にあった雪のくぼ地に落ちた観光客を救出するため、救出作業にあたった労働者が、くぼ地に溜まった硫化水素を吸い込み被災したものの。
温泉槽の内部	0	3	温泉槽の清掃のため、梯子を使ってタンク内の一番下まで降りたが、タンクが暑いため戻る途中で梯子を踏み外して落下した。気分が悪く助けを求めたが、内部に助けに入った作業員 1 名と、タンクの開口部で送風機を持ち内部に送風していた作業員 1 名も気分が悪くなり救急搬送されたもの。
温泉施設近くの雪上	0	1	火山において、温泉供給のための機械の設置や除雪作業を行っていたところ、硫化水素を含む火山ガスを吸い込み被災したものの。
温泉用ポンプの周辺	0	1	被災者は温泉用ポンプの保守管理業務に従事していた。業務終了後に吐き気等の自覚症状があり、救急車で搬送されたところ、硫化水素中毒と診断を受けた。
温泉用給水タンクの内部	0	1	温泉の給水タンク補修のためタンク内へ入ったところ、泉源から発生した硫化水素が排水管からタンクへ逆流し滞留していたため硫化水素に暴露し、休業したものの。